

# 中古半導体装置協会 –仕様

SEC/N.S1.SP.01.B

## 標準契約書の構成要素

### 1. 契約名称

- a. 契約名称は、契約全体の目的を簡潔に示表しているのが望ましい。「売却契約書」、「装置譲渡契約書」、「購入契約書」がその例として挙げられる。尚、契約名称は分かりやすいよう書面の上段に記載されるのが望ましい。

### 2. 固有番号及び契約日

- a. 特定の契約書類を識別するために使用される番号は、追跡番号もしくは識別番号のいずれかであり、参照及び照合の目的上、契約書上に記載されるのが望ましい。契約書類には、契約書類が最初に送達された時を基準点とする契約日も記載されるのが望ましい。

### 3. 当事者の確認

- a. 契約書類の本項には、契約当事者に関する情報が記載される。本項においては、連絡先、所在地、電話番号、メールアドレスを含めた各当事者の連絡先に加えて、正式名称、屋号、設立地が記載されるのが望ましい。

### 4. 説明条項

- a. 「本契約は次項に基づいているものである。」といったような取引背景もしくは事実の存在にかかわる導入説明。
- b. 本項では、契約における当事者の利害に関する簡潔な説明も含めることもある。

### 5. 契約内容

- a. 書類の目的…本項では、取引及び範囲について記載され、契約事由及び売買、譲渡、サービスもしくはその他取引のいずれであるかが明確にされる。
- b. 装置・器具の詳細…装置の型式及び特性、シリアル番号、その他特筆事項（装置状態指標）を含めた詳細事項を契約書に記載されるのが望ましい。本情報により、買主、売主の双方は、合意事項の詳細事項を同意することができる。
- c. 売買金額と支払条件…本項では、売却価格、通貨、支払方法（現金、信用状等）、支払期日、分割払い及び手付金について記載されることが望ましい。また、対象取引にかかる税金、手数料、関税等について、いずれの当事者が負担するのかについても記載されることが望ましい。

# 中古半導体装置協会 –仕様

SEC/N.S1.SP.01.B

## 標準契約書の構成要素

- d. 情報開示…対象装置にかかる全ての情報開示は、売主により行われることが望ましい。本項は、ソフトウェアライセンスの状況（購入時点で装置に付属しているのか、OEM から購入しなければならないのか）、所有権にかかる問題、EHS、XFM、及び / または対象装置に関する履歴や問題を含める。
- e. 受渡・出荷及び危険負担…本項では、出荷時期の詳細、装置の立ち下げにかかる判断基準、梱包、輸送方法、保険、危険負担及び所有権移転について記載される。本項は、かかるコストの支払いを売主、買主のいずれが行うかについて記載することに適した条項であろう。（売主、買主、OEM、サードパーティ等）いずれの当事者が責任を負うのか、（エアサス輸送のような具体的な運送方法のような）実作業において遵守されるべき基準についてできる限り具体的に基準を定めるべきである、
- f. 保証…対象装置に保証が付与されている場合は、本項に保証期間が記載されることが望ましい。また本項には、保証の範囲、商品性及び特定用途への適合性に対する暗示的・明示的な保証の制限、保証期間、保証期間延長や保証付与に際しての条件・金額・制限といった選択肢、保証無効の条項が含まれる。保証無しで売却される装置は、通常現状有姿(AS IS/WHERE IS)にて売却されると一般的には記載される。本項ではまた装置の所有権にかかる保証についても記載されることがある。
- g. 改造・再製造…本項では、実施作業の範囲や評価基準について記載されることが望ましい。
- h. 譲渡…本項では、各当事者の第三者に対する契約上の債務の譲渡の可否が記載される。
- i. 完全合意…本項では、契約書が当事者にとっての唯一の契約内容であること及び契約内容の修正については書面によってのみなされ、当事者双方による署名によって行われるべきことが記載される。
- j. 物権…本項では、物件金額が全額支払われるまで、売主が有する物権に関する条件が記載される。
6. 契約期間
- a. 契約発効日…契約書には常に対象契約の発効日及び法的拘束力を有するときに明記されることが望ましい。
- b. 契約終了日…契約発効日に対し、契約終了日は契約書もしくは合意書の終了する日とする。契約終了日は、事前準備及び装置の譲渡時期を考慮し、適切に設定することが望ましい。
7. 契約不履行と救済
- a. 本項では、債務不履行及び救済を構成する条件や事由、もしくはしかるべき当事者への救済の制限について記載される。

# 中古半導体装置協会 –仕様

SEC/N.S1.SP.01.B

## 標準契約書の構成要素

- b. 選択条項として契約解除に伴う違約金について記載されることもある。いずれかの当事者が売買の解除もしくは契約破棄することを防ぐために、解除発生時の違約金額を合意することもある。
8. 法令順守
    - a. 本項では通常、当事者双方が装置譲渡にかかる国、州、地方、国際的なあらゆる法規を遵守することが記載される。また、取引や装置の性質により、特別な注意を払うことを求められる特定の法規について記載されることもある。例えば、米商務省（日本では経済産業省等）の同意を得るべき環境法規もしくは輸出法規について、いずれの当事者が遵守する責任を負うかについての定めも含める。
    - b. 本項にて準拠法についても同様に合意されることが望ましい。
  9. 守秘義務
    - a. 本項では、装置の譲渡や売買の条件となる守秘義務の必要性が記載される。
  10. 不可抗力
    - a. 本項では、自然災害のような当事者の制御不可能な、または予測不可能な事由により契約の履行が不可能な場合の当事者間のリスク負担について記載される。
  11. 署名
    - a. 法人の権限保持者の署名により、契約書の諸条件に同意することを示す。本項では、権限保持者の署名、印字した氏名、役職、各当事者の署名日を含めるのが望ましい。契約に署名する当事者がその法人のために契約書に署名する権限を有しているかを確認するために取締役会決議を取得することも必要となろう。